

移動等円滑化取組報告書（航空機）

（2022年度）

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内

事業者名 株式会社ソラシドエア
 代表者名 代表取締役社長 高橋 宏輔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
機材の更新	<ul style="list-style-type: none"> 当社の航空機はすべて移動等円滑化基準を満たしている。今後についても、同基準に適合した機材を前提とした導入計画を検討する。 	新機材の導入はなし。全ての機材が移動等円滑化基準に適合済み。

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
役務の提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> バスセンジャータラップ車の定期訓練（緊急時の操作を含む）および操作・使用マニュアルの改訂を行う。 空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の会議を通して、お手伝いを必要とするお客様対応時のノウハウを伝授する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規定に基づいて、定期訓練を実施。新型車両導入なしの為、マニュアル改訂はなし。 会議体を通して適宜情報共有を行い、通信物を作成し、全社員へ知識付与を実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助スキルの強化および維持	<ul style="list-style-type: none"> サービス介助士資格取得者（自社対応空港旅客ハンドリング職員）へのスキル維持ならびに未取得者へのスキル伝承教育を行い、お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。 	日本ケアフィット共育機構主催のオンライン講習への参画と社内展開を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ WEBサイトのお手伝いを希望されるお客様ページを適宜見直し、改善を図る。 ・ 空港においては、デジタルサイネージやポスター等の媒体を活用し、情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜WEBサイトの見直しおよび改修を実施。 ・ 高齢者、障害者等の方が視認しやすい文字の大きさ、色合いを考慮して、ポスターやサイネージを活用して情報提供を実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客教育の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港旅客ハンドリング職員と一部の客室乗務員を対象に、サービス介助士資格取得を継続的に行う。(2016年度より継続実施) ・ 日本ケアフィット共育機構セルフスタディの実施および講習会への参画を行い、既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育を実施。 ・ 全社員を対象にユニバーサル教育を実施し、ユニバーサルサービスの理解度を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症流行以降、一時的にサービス介助士資格取得を中断している為、取得率は34%と年々減少傾向にあるが、今年度以降資格取得を再開。 ・ 日本ケアフィット共育機構セルフスタディの実施および講習会に参画し、知識向上を図った。 ・ ユニバーサル通信を発行し、知識や理解度を高めた。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし。 	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の毎月会議を実施し、コミュニケーション向上に繋げた。また、相互研修を実施し、業務体験やディスカッションを通して、業務の不明点を解消し、ミスの発生しにくい環境を構築させた。 ・ 運送本部とCS推進室との会議を通して、お客様の声や社員の気付きを拾い、利用者のニーズに合わせた施策を実施した。

(3) 報告書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページで公表

(4) その他

--

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
14機	14機	14機	14機	14機	14機	14機	0機	0機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第12号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。

2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。

3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。

4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。

5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。

6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。

7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。